

Wiz-Order 利用規約

第1条 (目的)

Wiz-Order利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社Wiz(以下「当社」といいます。)が運営するサービス「Wiz-Order」(次条で定義します。)をご利用いただくWiz-Order加盟店(次条で定義します。)と当社との間の契約条件を定めるものです。

Wiz-Order加盟店は、Wiz-Orderをご利用するにあたり、本規約の内容を遵守するものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約で使用する用語の解釈については、本規約の他の条項で定めるほか、次の各号に定めるものとします。

(1) 「Wiz-Order」

Wiz-Order加盟店(第6号で定義します。)が、Wiz-Order利用者(第2号で定義します。)に対し、円滑に取扱飲食物等(第3号で定義します。)の提供を行うことを可能とするために、「Wiz-Order」との名称(当社が名称を変更した場合には変更後の名称を指すものとします。)において当社が運営するWEBポータルサイト、アプリケーションならびに当社が当該WEBサイト、アプリケーションを通じて提供するサービスおよび機能の総称をいいます。

(2) 「Wiz-Order利用者」

Wiz-Orderを利用して、Wiz-Order加盟店(第6号で定義します。)から取扱飲食物等(第3号で定義します。)の提供を受ける者をいいます。

(3) 「取扱飲食物等」

Wiz-Order加盟店が、Wiz-Order利用者に対して提供する飲食物およびサービス等をいいます。

(4) 「飲食物等代金」

Wiz-Order利用者が、Wiz-Order加盟店から取扱飲食物等の提供を受けたことに対する対価(消費税相当額を含みます。)をいいます。

(5) 「Wiz-Order加盟店契約」

Wiz-Order加盟店が、当社から本機能(第6条で定義します。)の提供を受けるために、本規約に基づきWiz-Order加盟店と当社との間で締結される契約をいいます。

(6) 「Wiz-Order加盟店」

当社との間でWiz-Order加盟店契約を締結した者をいいます。

(7) 「本件売買契約」

Wiz-Order加盟店が、自らが売主としてWiz-Order利用者との間で締結する、取扱飲食物等を対象とした売買契約をいいます。

第3条 (本規約の変更)

1. 当社は、当社のWEBサイトその他当社が定める方法により、本規約を公表します。
2. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係わる事情に照らし、合理的なものであるとき。
3. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヶ月前までに、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社WEBサイトに掲示、または契約者に電子メールの送信、SMSの送信をする方法により通知します。
4. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者がWiz-Orderを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第4条 (契約の申込み)

Wiz-Order加盟店への加盟を希望する者は、本規約の内容に承諾した上で、別途当社が定める「Wiz-Order申込書」を当社に提出することにより、Wiz-Order加盟店契約の申込みを行うものとします。

第5条 (契約申込みの承諾)

1. 当社は、前条に定めるWiz-Order加盟店契約の申込みを受けた場合、別途当社が定める基準によって審査の上、当該申込者に対し諾否を通知します。当社が当該申込者に対して承諾をした時点で、当社と当該申込者との間に本規約に基づく、Wiz-Order加盟店契約が成立するものとします。
2. 当社は、Wiz-Order加盟店への加盟を希望する者が次の各号に定める事由のいずれか一にでも該当する場合は、前条に基づくWiz-Order加盟店契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) Wiz-Orderの運営において技術上または業務遂行上支障があると当社が合理的に判断したとき
 - (2) 当社に対する債務(Wiz-Order加盟店契約に基づく債務以外のものを含みます)を弁済しないまたは弁済しないおそれがあるとき
 - (3) Wiz-Order加盟店契約の申込み内容に虚偽または誤った記載があると当社が合理的に判断したとき
 - (4) その他当社が前各号と同視し、申込を承諾することが不適当と合理的に判断したとき
3. Wiz-Order加盟店と当社との間でWiz-Order加盟店契約が成立した場合、当社はWiz-Order加盟店に対して、別途当社が定めるWiz-Orderのアカウントを発行するものとします。Wiz-Order加盟店はWiz-Orderのアカウントを善良なる管理者の注意義務をもって、第三者に知られないように管理し、これを第三者に対して開示し、利用させ、もしくは貸与または譲渡等してはならないものとします。

第6条 (本機能)

当社は、Wiz-Order加盟店に対し、本規約に基づき、以下に定める機能(以下「本機能」といいます。)を提供するものとします。

(1) 取扱飲食物等のメニュー情報をWiz-Order上に表示する機能

Wiz-Order加盟店は、Wiz-Order上に入力した店舗情報、取扱飲食物等の価格、画像およびその他の詳細情報を、Wiz-Order利用者に向けて表示することができます。Wiz-Order利用者は、Wiz-Order上で当該情報を閲覧し、Wiz-Order加盟店に対して、取扱飲食物等の注文をすることができます。

(2) Wiz-Order利用者がWiz-Order上で行った注文を確認することができる機能

Wiz-Order利用者が、Wiz-Order上で取扱飲食物等を注文した場合、Wiz-Order加盟店は、当該注文情報をWiz-Order上に表示し、飲食物等代金の売上履歴を確認することができます。また、Wiz-Order加盟店が、キッチンプリンターの利用を希望し、当社が指定する提携事業者との間でキッチンプリンターの利用にかかる契約を締結した場合、当該注文情報をキッチンプリンターによって印刷できます。

(3) 飲食物等代金の決済機能

Wiz-Order加盟店が、別途当社が定める「Wiz-Order申込書」にて決済代行サービスの利用を希望し、当社が指定する提携事業者との間で決済代行サービスの利用にかかる契約を締結した場合、Wiz-Order加盟店は、Wiz-Order利用者に対して、当社が当該提携事業者を通じて提供する飲食物等代金の決済機能を利用させることができます。

第7条（契約期間等）

1. Wiz-Order加盟店契約の有効期間は、Wiz-Order加盟店契約締結日から「Wiz-Order申込書」にて定める日までとします。ただし、当社またはWiz-Order加盟店の一方が、当該有効期間満了日の前月末日までに、書面による契約終了の意思表示をしない限り、更に契約期間と同様の期間、延長され、以後も同様とします。
2. 本機能の提供開始日は、当社が定めるものとし、当社よりWiz-Order加盟店に対して別途当社が定める方法により通知されるものとします。
3. 本条第1項の規定にかかわらず、本項、第10条、第11条第3項、第12条第2項、第13条、第22条、第23条および第25条乃至第32条の規定については、Wiz-Order加盟店契約の終了後もその効力は消滅せず、なお有効に存続するものとします。

第8条（禁止事項）

Wiz-Order加盟店は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本規約および法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 消費者の判断に誤解を与えるおそれのある行為
- (4) 当社または第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、名誉、プライバシー権等一切の権利を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (5) 当社のサービスの運営・維持を妨げる行為
- (6) 虚偽のデータを送信する行為
- (7) 当社が別途禁止行為として定める行為

第9条（Wiz-Order加盟店契約の解約）

Wiz-Order加盟店は、Wiz-Order加盟店契約を解約を希望する場合、解約の1ヵ月前までに、別途当社が定める「Wiz-Order解約申込書」を当社に提出しなければならないものとします。

第10条（当社が行うWiz-Order加盟店契約の解除）

1. 当社は、Wiz-Order加盟店が本規約の規定の一にでも違反した場合、14日程度の相当期間を定めてWiz-Order加盟店に対し当該違反の原因となった事由を是正するよう催告を行うものとし、当該期間内に違反が是正されなかった場合、Wiz-Order加盟店契約の全部または一部を解除できるものとします。なお、当該解除は、当社によるWiz-Order加盟店に対する損害賠償を妨げないものとします。
2. 当社は、Wiz-Order加盟店契約者が次の各号の一にでも該当する場合、何らの催告をすることなくWiz-Order加盟店契約の全部または一部を直ちに解除することができるものとします。なお、当該解除は、当社によるWiz-Order加盟店に対する損害賠償を妨げないものとします。
 - (1) 本規約の規定に違反があり、当該違反の性質または状況に照らし、違反事項を是正することが困難であるとき
 - (2) 監督官庁により営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (3) 支払の停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りになったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てを行ったとき
 - (6) 当社に重大な危害または損害を生じさせ、当社の業務の遂行上支障があると認められるとき
 - (7) Wiz-Order加盟店契約の申込み内容その他当社への届出内容に虚偽または誤った記載があるとき
 - (8) Wiz-Order加盟店の所在が不明となった場合または連絡が不可能となった場合
 - (9) その他前各号に準じる事由が生じたとき
3. 当社は、前各項に基づきWiz-Order加盟店契約を解除したことにより、Wiz-Order加盟店、Wiz-Order利用者その他の第三者に生じた損害について、当社に帰責性がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第11条（本機能の停止）

1. 当社は、Wiz-Order加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合には、Wiz-Orderの機能の全部または一部の利用を停止することができるものとします。
 - (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 加盟金等（第18条で定義します。）の支払債務または当社の指定する提携事業者に対する債務の履行がなされない場合
 - (3) 虚偽の届出または通知をした場合

- (4) 「Wiz-Order申込書」に虚偽の内容を記載した場合
 - (5) その他当社の業務の遂行上支障があると当社が認めた場合
2. 当社は、前項に基づき本機能の全部または一部の提供を停止する場合は、その旨を当社が適当と判断する方法でWiz-Order加盟店に通知または周知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 3. 当社は、前各項に基づきWiz-Order加盟店による本機能の利用を停止し、または本機能の提供を一時的に停止したことにより、Wiz-Order加盟店、Wiz-Order利用者その他の第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

第12条（本機能の廃止）

1. 当社は、自己の都合により、本機能の全部または一部を廃止することができるものとします。なお、本機能の全部が廃止された場合は、Wiz-Order加盟店契約は終了するものとします。
2. 当社は、前項に基づき本機能を廃止されたことによりWiz-Order加盟店、第三者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、本条第1項の規定により、本機能の全部または一部を廃止するときは、Wiz-Order加盟店に対し廃止する1ヶ月前までに書面によりその旨を通知します

第13条（本件売買契約の締結）

1. 取扱飲食物等に関する本件売買契約は、Wiz-Order加盟店とWiz-Order利用者との間の取引であり、当社は本件売買契約の当事者とはなりません。そのため、当社は、本規約に明示的に定める場合を除き、Wiz-Order利用者の行為について、Wiz-Order加盟店に対し一切の責任を負わないものとします。
2. Wiz-Order加盟店は、取扱飲食物等に関する本件売買契約を締結する場合、自らの責任において、相手方が契約を締結する能力および権限を有することを確認しこれを行うものとします。

第14条（苦情対応等）

1. Wiz-Order加盟店は、Wiz-Order上における取扱飲食物等または本件売買契約に関する苦情、問い合わせ等に対しては、自らの費用と責任で対応し、解決しなければならないものとします。
2. 当社が、第三者（Wiz-Order利用者を含む）からWiz-Order上における取扱飲食物等または本件売買契約に関して苦情、問い合わせ等を受け、Wiz-Order加盟店に当該苦情、問い合わせ等の内容を通知した場合、Wiz-Order加盟店は、自らの費用と責任をもって、これに対応し、解決しなければならないものとします。
3. 前二項の規定にかかわらず、やむを得ず当社が前二項に定める苦情、問い合わせ等に対応したことにより、当社に損害または費用が発生した場合は、当社は、Wiz-Order加盟店に対し、当該損害および合理的な範囲内での費用（弁護士費用を含みます）を求償できるものとします。
4. 当社がWiz-Order利用者から、Wiz-Orderまたは本機能に関する問い合わせを受けた場合、自らの費用と責任をもって当該苦情、問い合わせ等に対応し、解決するものとします。
5. Wiz-Order加盟店は、取扱飲食物等または本件売買契約に関する苦情対応のための連絡窓口を開設し、当社に対して、当該窓口を通知しなければならないものとします。当社は、Wiz-Order利用者から取扱飲食物等または本件売買契約について苦情、問い合わせを受けた場合、かかる苦情、問い合わせを行った者に対して、当該連絡窓口を知らせることができるものとします。

第15条（決済手段）

1. 飲食物等代金等は、Wiz-Order利用者の選択に応じ、(1) 現金払いまたは(2) オンライン電子決済（以下、「Wiz-Order内決済」といいます）のいずれかにより決済されます。
2. Wiz-Order利用者が、現金払いによる決済方法選択した場合、Wiz-Order加盟店は、自らの責任により、Wiz-Order利用者から、取扱飲食物等代金について、自ら現金で支払いを受けるものとします。
3. Wiz-Order利用者が、Wiz-Order内決済を選択した場合、当社の提携事業者である決済代行会社を通じ取扱飲食物等代金の決済をします。その詳細は第16条に定めるとおりとします。

第16条（Wiz-Order内決済）

1. Wiz-Order内決済は、当社の別途指定する提携事業者である決済代行会社により提供されます。Wiz-Order内決済を利用する際は、Wiz-Order加盟店は、当該決済代行会社との間で決済代行サービスの利用にかかる契約を締結する必要があります。
2. Wiz-Order利用者が、Wiz-Order内決済を選択した場合、取扱飲食物等代金は、Wiz-Order加盟店が契約をした決済代行会社により回収されます。この場合、Wiz-Order加盟店は、Wiz-Order利用者に対して、取扱飲食物等代金を直接請求できません。

第17条（Wiz-Order加盟店からのデータ送信）

1. Wiz-Order加盟店は、当社に対して、各月の売上等別途当社が指定する情報を、毎月当社が定める方法に従い、提供するものとします。
2. Wiz-Order加盟店は、前項に基づき当社に対して提供した情報に誤りを発見した場合、当社に対して直ちに当該情報を修正して通知をするものとします。

第18条（加盟金等）

1. Wiz-Order加盟店は、当社に対して、本機能の利用に伴う費用ならびにWiz-Order上に入力する取扱飲食物等の情報の入力及び当該情報の翻訳等の本機能に付随して当社が別途提供するサービスの利用に伴う各種費用（以下「加盟金等」といいます）については、「Wiz-Order申込書」

にて定める加盟金等をその金額に課税される消費税相当額とともに、別途当社が定める期日までに、当社が指定する方法によって、支払うものとします。なお、振込手数料はWiz-Order加盟店の負担とします。

2. Wiz-Order加盟店契約が月の途中で終了（解除及び解約がなされた場合を含む）した場合であっても、当該月の加盟金等について、日割り計算は行わず、Wiz-Order加盟店は、当該月の加盟金等を前項に従い支払うものとします。
3. 当社が加盟金等に係る債権を当社が別紙にて指定する事業者（以下「請求代行業者」という）に譲渡する場合があります、Wiz-Order加盟店はこれを承諾するものとします。当社が加盟金等に係る債権を請求代行業者に譲渡した場合、Wiz-Order加盟店は、請求代行業者に対して、加盟金等をその金額に課税される消費税相当額とともに、別途請求代行業者が指定する方法により支払うものとします。なお、振込手数料は、Wiz-Order加盟店の負担とします。
4. Wiz-Order加盟店は、前項に基づく債権譲渡に際し、当社に対して有し、または将来有することとなる同時履行の抗弁、無効・取消し・解除の抗弁、消滅時効の抗弁、相殺の抗弁その他一切の抗弁権を主張しないことをあらかじめ承諾するものとします。
5. Wiz-Order加盟店は、当社が、請求代行業者に対して、加盟金等の回収に係る事務処理を実施するために必要なWiz-Order加盟店の情報（個人情報を含みます。）を提供することについて承諾するものとします。

第19条（延滞利息）

Wiz-Order加盟店は、第18条に定める加盟金等について、別途当社が指定する支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年（常に365日として計算するものとします。）当たり14.5%の割合で計算した額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して7日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第20条（Wiz-Order加盟店の商標などの使用許諾）

1. 当社は、Wiz-Orderサービスをプロモーションする目的で加盟店の商号・商標・ロゴマーク等（以下「商標等」といいます）を別途加盟店が定める使用条件を遵守の上、使用できるものとします。
2. 当社による商標等の使用が不相当であるとWiz-Order加盟店が判断し、当社に通知したときには、当社は、Wiz-Order加盟店商標等の使用を中止しなければならないものとします。

第21条（当社商標等の使用許諾）

1. Wiz-Order加盟店は、当社の事前の書面等による承諾を取得した場合、当社の商標等を別途当社が定める使用条件を遵守の上、使用することができるものとします。
2. Wiz-Order加盟店による商標等の使用が不相当であると当社が判断し、Wiz-Order加盟店に通知したとき、または、Wiz-Order加盟店契約が終了したときは、Wiz-Order加盟店は、商標等の使用を直ちに中止しなければならないものとします。

第22条（秘密保持）

1. Wiz-Order加盟店は、当社の事前の書面による承諾なくして、本規約に関連して当社から口頭または書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、発明、図面、写真、仕様、データなどの当社の技術上、営業上、業務上の一切の情報（以下、総称して「秘密情報」といいます）をWiz-Order上での取扱飲食物等の提供以外の目的に使用せず、また第三者に開示、漏洩してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、Wiz-Order加盟店が次の各号の一に該当することを立証した情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示されまたは知得する以前に公知であった情報
 - (2) 開示されまたは知得する以前に自らが既に所有していた情報
 - (3) 開示されまたは知得した後、自らの責に帰さない事由により公知となった情報
 - (4) 開示されまたは知得した後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示されまたは知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. Wiz-Order加盟店は、Wiz-Order上での取扱飲食物等の提供のために秘密情報を知る必要のある自己の役職員で、本規約に定める義務を遵守することに同意している者のみに秘密情報を開示することができるものとします。
4. 本条第1項の規定にかかわらず、Wiz-Order加盟店は、自己の委託先または当社から事前書面による承諾を得た第三者（以下、総称して「開示先」といいます）に限り、秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当該開示先に本規約に定める自己の義務と同等以上の義務を課すとともに、当該開示先が当該義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとします。なお、Wiz-Order加盟店は、開示先に秘密情報を開示した場合において、当該開示先が当該義務に違反し、当社に損害を与えたときは、自らの故意または過失の有無にかかわらず、当社が被った一切の損害を賠償するものとします。

第23条（秘密情報の保管及び複製等の禁止）

1. Wiz-Order加盟店は、秘密情報を含む全ての文書ならびにその他の媒体（電子的に記録されたものを含みます）及びそれらの複製物（以下、総称して「秘密書類」といいます）を他の資料や物品と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管するものとします。
2. Wiz-Order加盟店は、事前に当社の書面による承諾がない場合、秘密書類の全部または一部を複製または改変することはできないものとします。
3. Wiz-Order加盟店は、Wiz-Order加盟店契約が終了または解除されたときは、すみやかに当社の指示に従い、秘密書類を当社に返還し、または破棄するものとします。

第24条（Wiz-Order加盟店等への連絡等）

1. 当社は、Wiz-Order加盟店に対する連絡その他通知を、商号、住所、連絡責任者名、連絡電話番号、メールアドレス等、Wiz-Order加盟店契約申込書その他本規約に従い当社へ届け出た連絡先(以下「届出連絡先」といいます)への郵送等による通知その他別途当社が定める方法により行うものとします。
2. Wiz-Order加盟店は、届出連絡先を変更する場合は、別途当社が定める方法により事前に変更を届けなければならないものとします。この場合、Wiz-Order加盟店より、届出にかかる変更の事実を証明するため、公的書類その他の書類を当社の指示に従い提出していただく場合があります。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、本規約に定める当社からの通知については、当社が届出を受けている届出連絡先への通知をもってその通知を行ったものとみなします。
3. 当社が、Wiz-Order加盟店への通知を電子メールにより行った場合、当該通知は、当該電子メールが当社の送信用電子計算機から発信された時点でWiz-Order加盟店に到達したものとみなします。なお、Wiz-Order加盟店は、万が一当社から通知された当該電子メールが文字化けその他のデータ化け等により読み出し不能な場合には、直ちに当社に連絡し、その内容について当社に確認を求めるものとします。
4. 当社が、Wiz-Order加盟店への通知を郵送で行った場合、当該通知は通常到達すべきときに 到達したものとみなします。
5. 当社は、届出連絡先に対して郵送等の通知を行い、相当の期間を定めて当該通知において 指定した当社の連絡先への連絡を求めたにもかかわらず、Wiz-Order加盟店が当該期間内に 当該当社の連絡先への連絡を行わない場合、当該通知が現実にWiz-Order加盟店に到達したか否かにかかわらず、Wiz-Order加盟店が第10条第2項第8号に該当するものとみなすことができるものとします。

第25条 (損害賠償)

Wiz-Order加盟店は、本規約の違反、その他Wiz-Order上での取扱飲食物等の提供に関して当社または第三者に損害を及ぼした場合、当社または第三者に対し損害(弁護士費用を含みます)を賠償するものとします。

第26条 (権利義務の譲渡の禁止)

Wiz-Order加盟店は、第27条に定める場合を除き、Wiz-Order加盟店契約から生じる権利義務の一切について第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはならないものとします。

第27条 (契約上の地位の承継)

会社合併または会社分割等法定の原因に基づき、Wiz-Order加盟店契約におけるWiz-Order加盟店としての契約上の地位の承継を行う際には、別途当社が定める方法に従い、事前に当社に対しその旨を承継の原因となる事実を証明する書類を添えて届出するものとします。

第28条 (免責)

当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、いかなる場合においても、本機能に関してWiz-Order加盟店に生じる損害について一切の責任を負わないものとします。

第29条 (法令等の遵守)

1. Wiz-Order加盟店は、本規約の定めに従うほか、監督官庁の指示、指導及び関係法令等を遵守するものとします。
2. 当社またはWiz-Order加盟店は、相手方に対して、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、且つ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - (1) 自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊 知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」という)である こと
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. 当社またはWiz-Order加盟店は、相手方に対して、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業 務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
4. Wiz-Order加盟店は、Wiz-Order上で取扱飲食物等を提供するにあたり業務を委託する契約、原材料等を購入する契約その他Wiz-Order加盟店契約または本件売買契約に関連する契約(以下 総称して「関連契約」という)の相手方(以下「Wiz-Order加盟店委託先事業者」といい、関連契約が数次に渡る場合は、その全てを含む)が次の各号に該当したときは、速やかに関連 契約の解除その他の必要な措置を取らなければならないものとします。
 - (1) Wiz-Order加盟店委託先事業者が本条第2項各号に該当することが判明したとき
 - (2) Wiz-Order加盟店委託先事業者が自らまたは第三者を利用して、第3項各号に掲げる行為 をしたとき
5. 当社は、Wiz-Order加盟店が前三項に違反した場合は、通知または催告等何らの手続きを要し ないで直ちにWiz-Order加盟店契約を解除する

ことができるものとします。

6. 当社は、前項の規定によりWiz-Order加盟店契約を解除した場合、Wiz-Order加盟店に損害が生じても、その賠償責任を負わないものとします。

第30条（準拠法）

本規約及び本規約に基づくWiz-Order加盟店契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第31条（合意管轄）

本規約及び本規約に基づくWiz-Order加盟店契約に関する一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第32条（協議事項）

本規約に定めのない事項及び解釈上疑義の生じた事項については、必要に応じてWiz-Order 加盟店と当社間で協議のうえ定めることとします。

2020年3月1日制定

以上